

令和7年第4回定例会議案説明資料

- 1 議案第155号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について P2
- 2 議案第166号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一
部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に關
する協議について P5

【議案第155号】**千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について**

議案書 P 1~42

1 趣旨

本年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料及び期末・勤勉手当等を引き上げるとともに、一般職の職員の改正を踏まえ、特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の給料及び期末・勤勉手当を引き上げるほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

2 主な内容**(1) 一般職の職員の給料月額の改定**

ア 一般行政職の改定率 (平均給料月額)

	改定前(A)	改定後(B)	改定額(C) (B)-(A)	給料表改定率 (C)/(A)
給料	325,572円	335,761円	10,189円	3.1%

※初任給を大幅に引上げるとともに、中堅層までに重点を置きつつ、給料表全体を、昨年度を上回る引き上げ

イ その他の職

一般行政職との均衡を基本に改定する。

(2) 医師・歯科医師の初任給調整手当の改定

医師・歯科医師に対して支給する初任給調整手当を引き上げる。

(支給限度額を月額224,600円から月額231,300円に引上げ)

(3) 一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ

令和7年12月期の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる。

年間支給月数 4.60月→4.65月

		一般の職員		管理職員		
		令和7年度		令和8年度	令和7年度	
		改正前	改正後		改正前	改正後
6月期	期末手当	1.25月	1.25月	1.2625月	1.05月	1.05月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	1.0625月	1.25月	1.25月
小計		2.30月	2.30月	2.325月	2.30月	2.325月
12月期	期末手当	1.25月	1.275月	1.2625月	1.05月	1.075月
	勤勉手当	1.05月	1.075月	1.0625月	1.25月	1.275月
小計		2.30月	2.35月	2.325月	2.30月	2.325月
合計		4.60月	4.65月	4.65月	4.60月	4.65月

(4) 通勤手当の改定

自動車等使用者の通勤手当の支給額を、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げる。

距離区分	改定前	改定後	改定額
10 k m以上 15 k m未満	7,100 円	7,300 円	200 円
15 k m以上 20 k m未満	10,000 円	10,400 円	400 円
20 k m以上 25 k m未満	12,900 円	13,500 円	600 円
25 k m以上 30 k m未満	15,800 円	16,600 円	800 円
30 k m以上 35 k m未満	18,700 円	19,700 円	1,000 円
35 k m以上 40 k m未満	21,600 円	22,800 円	1,200 円
40 k m以上 45 k m未満	24,400 円	25,900 円	1,500 円
45 k m以上 50 k m未満	26,200 円	29,100 円	2,900 円
50 k m以上 55 k m未満	28,000 円	32,300 円	4,300 円
55 k m以上 60 k m未満	29,800 円	35,500 円	5,700 円
60 k m以上	31,600 円	38,700 円	7,100 円

(5) 宿日直手当の改定

宿日直手当の支給限度額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
日直	5,000 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の日直勤務 7,500 円)	5,300 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の日直勤務 7,950 円)
宿直	5,000 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の宿直勤務 7,500 円)	5,300 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の宿直勤務 7,950 円)
宿直（勤務時間が午前 8 時 30 分から午後零時 30 分までの範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に限る）	7,500 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の宿直勤務 11,250 円)	7,950 円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応をする場合の宿直勤務 11,925 円)

(6) 特別職の職員の期末手当の引上げ

令和 7 年 1 2 月期の期末手当を 0. 05 月分引き上げる。

年間支給月数 4.60 月→4.65 月

		令和7年度		令和8年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	2.30月	2.30月	2.325月
12月期	期末手当	2.30月	2.35月	2.325月
合計		4.60月	4.65月	4.65月

(7) 附属機関の委員等及び特別職の非常勤職員の報酬上限額の改定

一般職の職員の給与改定を踏まえ、令和 8 年度から報酬上限額を改定する。

(報酬上限額を日額 24,200 円から日額 24,900 円に引上げ)

(8) 会計年度任用職員の給与改定

ア 給料月額の改定

一般職の職員に準じて、令和8年度から給料月額を改定する。

イ 期末・勤勉手当の引上げ

一般職の職員に準じて、令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ
0.025月分引き上げる。

年間支給月数 4.60月→4.65月

		令和7年度	令和8年度
6月期	期末手当	1.25月	1.2625月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月
小計		2.30月	2.325月
12月期	期末手当	1.25月	1.2625月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月
小計		2.30月	2.325月
合計		4.60月	4.65月

3 施行期日

- (1) 一般職の職員の給料表、医師・歯科医師の初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当の改正 公布の日（令和7年4月1日適用）
- (2) 令和7年12月期の期末・勤勉手当の改正 公布の日（令和7年12月1日適用）
- (3) 令和8年度以降の期末・勤勉手当の改正、附属機関の委員等及び特別職の非常勤職員の報酬上限額の改正並びに会計年度任用職員に係る改正 令和8年4月1日

(参考) 影響額（令和7年度） 約34億円の増

【議案第166号】

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について

議案書 P 84

1 趣旨

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び同組合規約の一部を改正することについて協議を行うため、議会の議決を求めるものである。

2 主な内容

(1) 組織する地方公共団体の数の減少

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日をもって解散することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少する。

(2) 共同処理する事務の一部廃止

職員採用試験の合同実施に関する事務を令和8年3月31日をもって廃止する。

(3) 規約の一部改正

規約のうち、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の一部廃止に伴い、関連する規定を改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考】

(1) 千葉県市町村総合事務組合

- ・千葉県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき設立された特別地方公共団体（一部事務組合）で、県内の54（全）市町村、37一部事務組合及び1広域連合で組織している。
- ・共同処理する事務は全部で16事務あり、事務ごとに共同処理を行う構成団体は異なる。

(2) 地方自治法（抜粋）

第286条第1項

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め…

第290条

…第286条…（中略）…の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

※解散する各水道企業団と本市が共同処理している事務はなく、また本市は、職員採用試験の合同実施を行っていないことから、今回の変更に伴う本市への影響はない。